5 花 農 政 第 238-2 号 令 和 6 年 2 月 2 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

花巻市長

市町村名	花巻市				
(市町村コード)	( 03-205 )				
	矢沢地区				
地域名 (地域内農業集落名)	(矢沢1・矢沢2・矢沢3・矢沢4・矢沢5・矢沢6・槻の木・上幸田・下幸田・上駒板・下駒板・鞍掛・安野・中野・内高松・袰輪・平良木・堰袋・下小路・上小路・下通・上台・古舘・上組・小袋・中道・二津屋・下組・穂貫田・荒屋敷・長根)				
協議の結果を取り	ましめた年日ロ	令和6年1月17日			
励識の和未ぞ取り	まとめたキカロ	(第1回)			

<sup>※</sup>本協議結果は、各農家組合で行った集落営農ビジョンの話し合いの内容を取りまとめたもの。

#### 1 地域における農業の将来の在り方

## (1) 地域農業の現状及び課題

- ・当地域は北上川沿いの平野部と山沿いの山間部に大きく2分できるが、地域全体で農業従事者の高齢化が進んでおり、農業後継者の確保・育成が喫緊の課題。組織オペレーターも高齢になっており、労働力不足を補うべく、集落内から後継者候補とした確保・育成にむけた検討を図る必要がある。
- ・集落営農型経営体及び認定農業者を中心とした農地集積が進んでいる。中山間地域においては、一部の集落で基盤整備事業が着工されており耕作条件の改善が見込まれるが、基盤整備未実施の条件不利地については、農業者の離農に伴い遊休化の懸念がある。また、鳥獣被害が深刻化しており対策を講じる必要がある。

#### (2) 地域における農業の将来の在り方

- ・水稲が主要品目であり、水田転作として小麦、大豆、ハト麦等の土地利用型作物が作付の中心だが、川沿いの一部集落ではその土壌を活かし、果樹(主にブドウ)、園芸作物(花卉、野菜類)を作付しているほか、畜産経営(酪農等)等を主体に行う経営体もあるなど多種多様な担い手がいる地域である。一部の集落においては、更なる高収益作物の作付開始に向けた検討を進めており、今後、JAや関係機関との協議を重ねて本格化に向けて取り組んでいく。
- ・農作業の省力化・効率化を目的とし、スマート農業機器の導入に向け関係機関の支援の下、検討を行う。 ・代々受け継がれてきた農地を次代に引き継ぐべく、集落の活性化と併せ農業後継者の確保・育成に向け取組 んでいく。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

#### (1) 地域の概要

区	域内の農用地等面積	1,049 ha
	うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	1,049 ha
	(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

### (2)農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農業振興地域内の農用地区域を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3	農業の将来の在り方に向けた	・農田地の効率的かつ総合	合的な利用を図るために必要な事項
J	皮木ひかんひはつカルに	・一枝 一口 パングノスカー・ロンカ・ フル心 ロ	コリはかのかくはないというなまま

## (1)農用地の集積、集約化の方針

・農地中間管理機構を活用し、地域内の集落営農型経営体及び認定農業者を中心に「農業を担う者」への集積を基本として取組んでいく。集約化に向けた取組として、経営体間の話合いを基に集約化に向けた検討を行っていく。

### (2)農地中間管理機構の活用方針

・地域の概ね全体が農地中間管理機構の活用を推進している。中山間地域等に存在する耕作継続が困難な農地については、受け手の意向等に配慮しつつ基盤整備事業と併せて機構活用を検討すると共に、機構契約更新の際も同様に耕作の可否を判断の上、更新。

### (3)基盤整備事業への取組方針

- ・高松集落において基盤整備事業(機構関連事業)に着手しており、早期竣工に向けて取組継続していく。
- ・高松中央集落、堰袋集落、高木小路集落、東十二丁目集落においても基盤整備事業実施に向け、検討を進めている最中であり早期着工に向けて関係機関と協議を進めていく。なお、一部集落において県単事業を活用して小規模かつ機動的に耕作条件を改善しようとする動きもある。

## (4)多様な経営体の確保・育成の取組方針

- ・地域内の若年層や定年退職者等を将来の担い手候補として深耕し、農業後継者の確保・育成に取り組む。また、行政やJAの支援の下、労働力確保に向けて取り組んでいく。
- ・地域内の担い手で受け切れない場合については、地区外の経営体から協力を得ながら農地の維持に努めてい

## (5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

主だった農業支援サービス事業者が近隣にないため直近で活用の予定はないが、事業者が現れた際は地域内で活用を検討する。

# 以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☑ ①鳥獣被害防止	立対策  □	②有機・減農薬・減肥料	>	③スマート農業		④畑地化·輸出等		⑤果樹等
□ ⑥燃料・資源作	物等 🗵	⑦保全•管理等		⑧農業用施設	7	⑨耕畜連携等	<b>V</b>	⑩その他

#### 【選択した上記の取組方針】

- ①: 行政やJAの支援の下、電気柵を設置する等により鳥獣害対策を講じる。
- ③:JA全農いわてのV-ネックス仮想基準点を活用した自動操舵システムやドローンを活用した農薬散布等、圃場条件に合致したスマート農業機器を精査し、本格導入に向けた検討を進めていく。
- ⑦: 耕作継続が困難な農地については、中山間組織等が主体となり中山間・多面的制度を活用しつつ農地の保全管理に努めていく。また、高松中央集落、高松集落においては、鳥獣緩衝帯の敷設や景観・蜜源作物の作付等の農地の粗放的管理を行うべく、農山漁村振興交付金の活用に向けて関係機関と協議検討を進めていく。
- ⑩:地域コミュニティと連携し、農業を基軸とした地域活性化に向けた話合いを行う。また、6次化や農福連携の取組を強化するべく関係機関を含めた検討を行っていく。